

第4編 緊急処理事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくい、大規模テロ等の緊急処理事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急処理事態において県が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編、第3編に定めるところに準じて実施していくこととする。

なお、緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する市町村、当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関及び当該地域に所在する大規模集客施設の管理者等に対し通知及び伝達を行うものとする。

第1章 埼玉県が想定する緊急処理事態とその対処措置

国は、緊急処理事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定した。

この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県は具体的な実施内容を定めた「緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が輸送中、高速道路で爆破された事態

2 県緊急処理事態対策本部の設置

国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には、知事は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、県緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。